

『ふるさと納税』に関するQ & A

(制度編)

Q1.

『ふるさと納税』は税金を納めることなのでしょうか？

A1.

税金を納める行為ではありません。あくまでも全国の都道府県・市区町村に対して寄附になります。全国の都道府県・市区町村に寄附をしていただいた場合に、住民税と所得税が控除される制度のことを『ふるさと納税』と言っています。

Q2.

『ふるさと』は出生地や生まれ育った場所ということなのでしょうか？

A2.

『ふるさと納税』の中での『ふるさと』の定義はなく、寄附をされる方がどこに寄附したいのかという意思を尊重することに重きを置いているため、寄附をされる方が選んでいただいた地方公共団体が『ふるさと』になります。

Q3.

階上町に住んでいて、階上町に寄附しても『ふるさと納税』になるのでしょうか？

A3.

もちろんなります。『ふるさと納税』は、階上町はもちろん全国の都道府県・市区町村が対象で、寄附していただく方が選んだ団体が『ふるさと』になるので、階上町も『ふるさと』になります。

Q4.

階上町だけではなく、他の都道府県・市区町村に『ふるさと納税』をすることはできるのでしょうか？

A4.

『ふるさと』は寄附される方が寄附する都道府県・市区町村を自由に選ぶことができる制度です。選ぶことができるということは、1つの団体に限らず、他の団体にも寄附をすることができます。また、税金の控除される額は、寄附金の合計額によって計算されます。

(税金の控除編)

Q5.

いくらを金額を寄附すれば、『ふるさと納税』の制度による、税金の控除を受けることができるのでしょうか？

A5.

『ふるさと納税』は、少額の寄附からでも税の控除を受けることができるようにしようということで、2千円を超えた部分の寄附からが税の控除対象になります。よって2千円を超えた寄附をすることで、税金の控除を受けることができます。

Q6.

控除される税金は何の税金が控除されるのでしょうか？

A6.

これまでの寄附金税制を拡充した形を『ふるさと納税』は踏襲しているので、個人住民税と所得税の双方から税金の控除が受けられます。

Q7.

控除される税金の額はどのように決まるのでしょうか？

A7.

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます。

ただし、寄附される方の収入額などによって控除される金額が計算されますので、住所地の市区町村の税金担当課に確認をお願いいたします。

Q8.

X年3月1日にふるさとの階上町に寄附を行いました。税金が実際に控除されるのはいつからなのでしょうか？

A8.

X年1月1日からX年12月31日までの寄附金は、個人住民税の場合、X+1年6月以降に納めていただくX+1年度の税額より控除されます。

また、所得税の場合はX年分の所得税が控除されます。

Q9.

税金の控除を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか？

A9.

所得税と住民税の両方の税金の控除を受けようとする方は、所得税の確定申告が必要になります。この場合は最寄の税務署での手続きとなります。

Q10.

確定申告をしない場合はどうしたらいいのでしょうか？

A10.

寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の市区町村に対して住民税の申告を行えば住民税の控除を受けることができます。ただしこの場合は所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

Q11.

X年3月にふるさとのA市に寄附を行い、X年10月にB市からC市に引越し、X+1年1月1日はC市に住んでいる予定ですが、この場合、税の控除を受けるためにはどこで申告手続きをすればよいのでしょうか？

A11.

所得税の確定申告は、C市を管轄する税務署に確定申告を行うこととなります。

住民税の寄附金税額控除の適用だけを受けようとする方が住民税の申告を行う場合、X+1年1月1日現在の住所地であるC市で申告を行うこととなります。